

1-2 再生可能エネルギー設備に対する特別償却等制度の概要

Q 再生可能エネルギー設備に対する特別償却等の制度の概要について、教えてください。

A 令和2年度現在、概ね次の3つの税制があります。

- ① 中小企業経営強化税制（令和3年3月供用設備まで）
- ② 中小企業投資促進税制（令和3年3月供用設備まで）
- ③ 再生可能エネルギー投資促進税制（令和3年3月供用設備まで）

(I)

解説

1. 中小企業経営強化税制

中小企業のみにも適用がある即時償却等制度であり、電気業が指定事業に該当しないため、全量売電事業には、適用がない税制です。50%以上の自家消費型（売電割合50%以下）であれば、指定事業に該当すること、設備等の取得から60日以内に経営力向上計画の申請をして受理をされること等の所定の要件の下、適用があります。

平成29年度税制改正で制定された、余剰売電型、完全自家消費型のみにも適用がある税制です。

2. 中小企業投資促進税制

中小企業のみにも適用がある30%特別償却等制度であり、電気業が指定事業に該当しないため、全量売電事業には、適用がない税制です。設備等の取得時前後の計画申請は不要です。法人税、所得税に関する措置法通達においては、わずかでも指定事業における自家消費があると、その全部を指定事業の用に供したものと扱っているとされています（租税特別措置法関係通達（法人税編）42の6-7、租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて10の3-7）。

3. 再生可能エネルギー投資促進税制

大企業にも適用がある14%特別償却等制度ですが、太陽光発電、風力発電が対象から除外されています。ただし、太陽光発電、風力発電でも、付帯的設備（蓄電池、自営線、風力発電関係設備（系統安定化・メンテナンス高度化設備））は、対象となります。